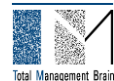


TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 10 月 14 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 大北 裕子
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

教育資金の一括贈与の期間延長！？資金用途枠の拡大！？

1. 制度の概要（現状）

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、教育資金管理契約を締結するときにおいて、30 歳未満である子・孫等（以下、「受贈者」という。）が教育資金に充てるため、①その直系尊属である祖父母や父母等と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、②その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等を預入等した場合には、その信託受益権又は金銭等の価額のうち受贈者 1 人につき 1,500 万円までの金額については、贈与税が課されません。

なお、この制度の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書をその教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関を経由して、信託がされる日、預貯金等の預入をする日までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

☆ポイント☆

- (1) 適用期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間の教育資金の贈与
- (2) 対象者：直系尊属から 30 歳未満の直系卑属（子・孫等）への贈与
- (3) 非課税限度額：受贈者 1 人につき 1,500 万円まで
 ※学校等以外に支払われる金銭【(4)②】は 500 万円まで
- (4) 資金用途：教育資金

①学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で一定のもの

②学校等以外の者に、教育に関する役務の提供として直接支払われる金銭その他の教育のために直接支払われる金銭で一定のもの（ex. 学習塾、スポーツスクール、ピアノの個人指導、習字 etc...）

2. 制度の見直し案！？

平成 25 年度税制改正において、期間限定で創設された「教育資金の一括贈与」制度ですが、平成 27 年度税制改正の改正案の対象として、浮上しています。その内容というのは、次の 2 点です。

	現行	改正案！？
適用期間	平成 27 年 12 月 31 日まで	2～3 年延長
資金用途	教育資金	教育資金 出産費用・ベビー用品

つまりは、①制度の適用期間の延長、②資金用途枠の拡大が来年度の税制改正案として浮上しています。

※これは、あくまで現在検討中の改正案であり、来年度の改正については、全く未定ですのでご了承ください。

12 月中旬に税制改正大綱が出される予定ですが、税制改正の内容については、2015 年 1 月 25（日）の弊社主催のセミナーまたは TMB ニュースでお知らせさせていただきますので、ご安心ください。

3. まとめ

「教育資金の一括贈与」の制度の適用期間延長の検討や、資金用途枠の拡大（教育資金に限られないということ）の検討がされていることを勘案すると、まだまだ資金が若い世代に移転していないため、このような改正案が浮上しているのかもしれない。

なお、慌てて今すぐに、この制度を活用する必要はありません。なぜなら、税金上の取扱いとして、扶養義務者が、その都度支払う被扶養者の教育費については、もともと非課税だからです。ただし、扶養義務者が教育費である授業料等を支払う場合には、被扶養者の口座等を経由して支払うのではなく、扶養義務者が直接、必要な都度支払うことが必要となるので、十分な注意が求められています。また、扶養義務者からの贈与については、教育費に限らず、生活費も非課税なのですから、賢く活用するのが重要でしょう。このような親族への贈与について、ご質問等がございましたら、大北までお問い合わせくださいませ。